

半世紀に及ぶ年金制度改悪反対 消費税など大增税を許すな

——04 春闘期の当面の行動提起——

全労連は2004年1月23日(金)、全労連会館2階ホールで「第12回全労連社会保障討論集会---全労連第1回年金闘争本部会議」を開催しました。開催の日程は以下の通りです。

- 14:00 開会挨拶 熊谷議長
来賓挨拶 中央社保協代表委員・室生昇保団連会長
報告と決意
中央単産の闘争体制確立とストライキなどのたたかひの状況
地方組織の行動の具体化
当面の行動提起 年金闘争本部事務局(石川常幹)
まとめ 坂内三夫事務局長
- 16:00 閉会挨拶 田中副議長
以下に提起された「当面の行動提起」と「関連資料」を紹介します。

はじめに 開催の目的と意義

- ① 04年春闘の大きな柱である年金闘争の具体的推進について意思統一を行い、たたかひの出陣決起集会として開催する。
- ② 2・25地域総行動、4・15年金ストライキなどの具体的行動推進についての到達点を明らかにし、年金改悪法案廃案めざすたたかひの行動を具体化する。
- ③ 年金改悪・大增税反対のたたかひを進める体制を単産・地方で確立し、その担当者と全労連社会保障闘争本部並びに全労連役員によって中央闘争本部を設置し、第1回会議を兼ねて開催する。

1、03 秋季年末闘争の到達点と単産・地方組織の春闘方針抜粋

(別紙資料参照)

2、年金改悪をめぐる状況とたたかひの意義

- (1) 年金制度改革については総選挙後から年明けでもなお、国民的に非常に高い関心となっている。
- (2) 年金改悪法案策定のスケジュールは、政府は当初予定していた03年10月確定を総選挙後に先送りし、さらには「政府案」を年内に策定できず、年明けに持ち越している。11/17厚労省案発表、12/17に「保険料の上限、給付の下限、国庫負担の2分の1への増額」についてのみ政府合意されている。政府案は2月10日までに国会提出をねらっている。財界の要望である「基礎年金の税方式化」などの「年金制度のあり方」については、04年の1年間かけて結論を得る——としている。
- (3) 日本経団連の「04年経済労働政策委員会報告(12/16)」では、「横並び賃金決定と定昇廃止、賃下げ推進策」を打ち出した。同時に、「税制・財政構造改革の抜本的改革を視野に入れて、社会保障制度全体をパッケージで改革する最後の機会とする」ことを真正面から迫っている。これは総人件費抑制策の総仕上げとも言える社会保険料負担の全面回避を目的とし、6月24日公示の参議院選挙に向け、いっそうのスピードアップ(工程を明確にした前倒し実施)を政府に求めている。

- (4) 今回の年金制度改悪をテコにして、介護保険の利用料 1 割負担を医療と同様に 3 割にそろえるなど、高齢者医療・生活保護・子育て支援などを横並びで一気に見直し・改悪を進めているのが特徴である。年金制度改悪反対のたたかいは、賃上げと雇用を守るたたかいとしっかり結びつけながら、財界いいなりの公的社会保障制度の切り崩しを許すのかどうか問われる重要な歴史的たたかいである。
- (5) 来年度予算案では、基礎年金の国庫負担増額分を年金課税強化で財源を生み出し、さらにその後所得税の定率減税を段階的に廃止してその財源を充て、さらに 07 年度からは消費税を引き上げ、09 年まで事実上先送りとなっている。
- (6) 日本商工会議所アンケートの結果にあるように、今回の年金改悪による保険料引き上げや短時間労働者の厚生年金適用拡大などの制度改正が実施されれば、①賃金調整の検討、②厚生年金適用を受けない形態に転換、③従業員数を検討することが十分予想される。2 月中旬の「要求提出」には、年金制度改悪反対の労使合意とともに、労働条件切り下げ反対の職場要求を一体で追及することが重要である。

3、運動の重点

- ①04 年年金改悪法案を提出させない、法案は廃案に 全労連の年金政策を対置してたたかう＝職場・地域単位の運動の推進
全労連は、年金改悪反対の運動をストライキを構えてたたかう。すべての職場で「保険料引き上げ・給付削減の 04 年年金改悪反対」の要求を、職場要求とともに提出する。年金改悪反対の労使共同のたたかいを職場から確立し、地域では国民的共同の運動を広げ、3 月議会には、年金改悪反対の自治体決議運動とともに、地域要求を提出し、懇談・要請を強める。
- ②国民的共同を広げてたたかう
厚生年金受給者団体連合会や老人クラブなどとの懇談・要請、職場訪問、野党 3 党への働きかけ、地元国会議員への要請などの行動を強める。また、中央・地方で関係団体と共同して「年金改悪許すな」の共同アピール・意見広告などを工夫して発表する。
- ③大学習運動の推進と 500 万署名の達成
大学習運動を進め、個人署名は通常国会終了までに 500 万を超えることを目標とし、団体署名は 5 万を目標とする。
- ④国民的運動を広げる徹底した大量宣伝行動の強化
宣伝行動の強化については、毎週水曜日を全国的な宣伝日として位置づける。
- ⑤地域・職場から政府・国会を包囲する
「政府案」が国会に出されれば、当日を全国いっせいに抗議行動日に設定し、抗議を政府に集中する。抗議の送付先は、年金パンフを参照のこと。
宣伝物資は、内容に即した宣伝版下を緊急に準備し、メールで送信する。
- ⑥中央行動・中央集会の配置
必要な時期に中央行動・中央集会・国会行動などを設定する。当面の国会行動は毎週水曜日とし、1 月 28 日 (水)、2 月 18 日 (水)、3 月 24 日 (水)、25 日 (木) には、12 時から 14 時まで国会前座り込み行動を実施する。

4、全労連の年金改善要求

- (1) 緊急の「一致する国民的年金改善要求」
 - ①04 年の年金改悪は直ちに中止すること
 - ②国庫負担 2 分の 1 への即時完全実施
 - ③積立金の計画的取り崩し
 - ④リストラをやめ雇用の確保
 - ⑤年金給付削減の物価スライド凍結解除反対
 - ⑥最低保障年金制度の確立

(2) 全労連の年金要求<04年年金制度の改正期に向けた改善要求>

- 1 保険料引き上げ、年金額引き下げの**04**年年金改正計画を直ちに中止すること。
- 2 直ちに国民年金(基礎年金)に対する国庫負担を約束どおり**3**分の**1**から**2**分の**1**に増額すること。また、全額負担を早期に実現すること。
- 3 老齢・障害などの無年金者には基礎年金に対する国庫負担相当額を支給すること。
- 4 連続して行われた年金制度の「改正」を元に戻し改善すること。
 - ①公的年金の支給開始年齢は原則**60**歳とすること。
 - ②厚生(共済)年金の報酬比例部分の**5%**削減を取りやめること。
 - ③保険料を上げないこと。
 - ④年金に対する課税を重くしないこと。
 - ⑤賃金スライド制の凍結を解除すること。また、物価スライド凍結解除による**04**年の大幅給付削減を行わないこと。
- 5 年金支給額の**5**年分の積立金を制度改善のために計画的に活用すること。
- 6 賃金の男女格差、正規労働者とパートなどの賃金、労働条件の格差を是正し、均等待遇を図ること。
- 7 失業と倒産の連鎖をたちきり、年金加入者の減少をくいとめること。
- 8 **06**年実施を求めた国連・社会権規約委員会の勧告を踏まえ、速やかに検討を開始し、最低保障年金制度を確立すること。

5、春闘期の当面のたたかい=3つの行動を統一的に推進

(1)2・25地域総行動を地域・職場から共同を広げて精力的に取り組む

<職場・地域で>

- ①**1000**箇所での地域共同での宣伝署名、集会、デモなど草の根行動と職場から全国一斉に厚生労働委員やすべての地元議員へ要請、自治体要請、経営者への申し入れ、職場訪問を行う。
- ②職場で「年金改悪反対団体署名」「特別決議」などをあげて政府に送付する。
- ③特に物価スライド凍結解除による**0.2~0.4%**の年金削減法案については、**04**年政府予算関連法案であり、**04**年予算案との関連を持って運動を進め、全国厚生年金受給者団体連合会・老人クラブなどとの対話と共同を広げ行動を行う。

<共同の拡大>

- ①**2・25**の当日の新聞や雑誌などへの意見広告の実施を工夫を凝らして実施する。中央では、単産や首都圏組織、関係団体と共同で行い、地方では、地元紙に個人や団体に呼びかけで意見広告や意見ポスターの意見表明行動などを検討する。
- ②全労連として、外食産業などの経営者団体との懇談・賛同申し入れを行い、共同の運動を推進する。
- ③共同推進や国民的アピールを進めるための宣伝資材を作成する。遅くとも**1**月末には全国に発送する。(チラシ、ティッシュ、ポスター、風船など)

(2)4・15ストライキに立ち上がり、職場・地域から100万人規模で多様な行動を実施し、年金改悪案を廃案に追い込む。

<ストライキ権の確立と行使への工夫>

- ①すべての組合で、**04**春闘最大の全国統一行動として「**4・15**年金ストライキ」でたたかい、すべての組合で年金改悪反対のスト権を確立する。またストライキ行使に向けた論議を深め、ストライキにふさわしい行動形態を検討する。
- ②広範な労働組合との統一ストライキとして広げることを追及し、中小企業、商工業者、農民団体、老人クラブなどとの共同をめざす。さらに、都道府県や地域で「年金ストライキ連帯集会」を計画し、**100**万人規模の全国統一行動として成功させる。

<全員参加の行動展開>

- ①すべての組合員が行動に参加できる工夫をする。

- ②多様な形態での行動（職場交渉・集会、昼休み行動、座り込み、宣伝・署名、地域集会・デモ、団体・労組訪問）など、すべての職場・地域で実施し、共同の取り組みを広げる。

<国会行動・署名提出行動の配置>

首都圏の年金者組合・土建組合などの国会行動の配置を検討する。

(3) 個人署名の 500 万、団体署名 5 万の達成＝日常的に全員参加の行動として位置づけ必ず達成を求めて取り組む。

<署名達成目標と集中提出日>

- ①年内 **100 万**、**1 月 150 万**、**2 月 250 万**、**3 月 350 万**、**4 月 450 万**、**5 月 500 万**以上をめざす。

第 1 次署名提出行動 **03 年 11 月 19 日（水） 11・19 全国統一行動日**

第 2 次署名提出行動 **04 年 01 月 19 日（月） 国会開会日行動（160 万提出）**

その後毎月 1 回の集中提出日を設定する。〔案：第四水曜日の国会行動日〕

- ②**1 人 10 筆**の徹底と、署名を広げることを工夫し、各組織で自主的目標を持って取り組みを進める。
- ③団体署名は、分会・支部・専門部、単組、地域組織、春闘共闘などあらゆる団体で取り組む。他団体・他労組へ申し入れを行う。

(4) 3 つの行動とともに、国民的運動の構築のために以下の行動を予定する。

- ①上記の行動を推進するために、全労連年金闘争本部の体制を確立し、各単産・地方組織の闘争体制の確立を要請する。1 月 2 3 日に「第 1 回年金闘争本部会議」を開催し、全国的闘争推進の意思統一を行う。
また、**4・15** ストライキに向けての戦術会議（単産書記長会議）も必要な場面では開催し、成功めざす。
- ②国会開会日以降には、**2・25 総行動**、**4・15 全国統一行動**に向けた取り組みの要請・懇談を、老人クラブや他団体、全国厚生年金受給者団体連合会の都道府県支部との懇談、労組訪問などでの要請を粘り強く行い共同を広げる。
- ③**2・25 総行動**・**4・15 全国統一行動**に向けて「中央団体アピール」「単産委員長アピール」などを発表し、同様に地域でも共同が推進できるよう配慮する。
- ④毎週水曜日の国会行動について 国会開会中は、毎週水曜日に国会行動（議面行動、署名提出・議員要請行動、国会座り込み行動）を実施。＝毎週水曜日は全国一斉の宣伝・署名、国会行動日。国会座りこみ行動は、**1 月 28 日（水）**、**2 月 18 日（水）**、**3 月 24（水）・25 日（木）**とする。**4 月**からの本格的国会論議に際しては、毎週水曜日を国会前座りこみ行動として実施する。重要局面では重点的な中央行動や国会行動を配置する。
- ⑤日本共産党、民主党、社民党の野党 **3 党**への働きかけを重視し、国会内外の連携した行動を重視して取り組む。＝全労連はすでに実施した。
- ⑥年金者組合との共同した「高齢者の生活実態アンケート」をとりくみ、高齢者の年金生活実態や生の声を集約し国民にアピールし、マスコミへの提供や国会論戦、国会議員への要請に活用する。
- ⑦「年金 **110 番**」を **2 月 28 日（土）**、**3 月 13 日（土）**に全厚生などの協力を得て行う。
- ⑧「最低保障年金制度」の創設を求める「提言案」の国民的論議を呼びかけながら政策提起を行っていく。

(5) 5・1 メーデーの決起で年金改悪法案を廃案に

- ◎ 年金改悪法案の参議院段階の山場では、衆議院段階と同様に行動を設定する。
- ◎ メーデーを「年金改悪法案を廃案に」のスローガンで決起する。
- ◎ 参議院選挙の争点として行動を設定する。

(6) 国民世論で国会を包囲＝国会会期末行動（6/16 まで）

- ◎ 国会会期末まで、粘り強く廃案目指して国民世論と運動で国会を包囲する。
- ◎ これまでの運動の積み重ねを生かし、必要な行動を配置する。

6、全労連幹事会内の年金闘争本部の体制

- ◎ 全労連年金闘争本部体制は、単産・地方組織の年金闘争担当者によって構成する。
- ◎ 必要に応じて全労連年金闘争本部会議は開催する。
- ◎ 常任幹事会の議を経て日常の業務推進は、社会保障闘争本部と事務局次長が事務局を担う。

本部長 熊谷金道議長
副本部長 田中千恵子副議長 西川征矢副議長
事務局長 坂内三夫事務局長
事務局次長 石川芳子常幹 渡辺正道常幹
事務局員（社会保障闘争本部員が対応）

国公労連・自治労連・日本医労連・全教・年金者組合・建交労・生協労連
福祉保育労・東京労連・埼労連・神奈川労連

全労連事務局：大西社会保障部長

オブ参加：春闘プロジェクト担当事務局員

さいごに

- ① イラクへの自衛隊派遣反対の運動と一体でたたかいを進めることが重要である。
- ② 全体的な運動の交流のために、全労連のホームページ内に「年金コーナー」を開設し、情勢に対応した運動推進のために「情報提供と運動の交流」の場を設ける。

<行動提起の関連資料>

<資料① 全労連の最低保障年金制度「提言案」>

<最低保障年金制度の概要>

- ① 最低保障年金制度とは、公的年金制度の加入の有無及び保険料納付済期間の長短に係わらず、「全額国庫負担」により日本に在住するすべての人に支給する。
- ② 最低保障年金の給付額は、全国一律の水準で、高齢単身世帯の生活扶助基準に相当する額を基準に月額7万円を原則として60歳から支給する。
- ③ 最低保障年金制度に必要な財源は、全額国庫負担（一般租税及び事業主拠出金）によるものとする。
- ④ 最低保障年金制度(一階)の上に、社会保険方式による年金制度を上乗せした二階建ての年金制度として構築する。

- ① 国民的合意をめざす運動として実現をめざす
- ② 政府の年金改悪の矛盾の解消は、最低保障年金制度の確立しかない。
国連の人権規約委員会の日本政府への勧告の実施を求める。

<資料② 政府の現段階の年金改悪の内容とスケジュール>

参考1 平成16年年金制度改革の主要事項

（年金制度改革に関する政府・与党協議会（03年12月17日）で了承

公的年金制度を将来にわたり持続可能で安定的なものとし、国民の老後生活の支えとしてふさわしい役割を担うことができるよう、平成16年年金制度改革を断行するものとし、その基本となる国庫負担とその財政措置、給付水準及び保険料負担水準等に

ついて以下のとおりとする。

1. 基礎年金の国庫負担

- (1) 基礎年金の国庫負担割合については、国民年金法等の本則において **2 分の 1** と規定し、平成 21 年度までに適用する。

これは、平成 19 年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障全般の改革の動向等を勘案し、所要の安定財源を確保する税制の抜本改革を行った上で施行する。

- (2) 当該国庫負担割合の引き上げは、当面、平成 16 年度税制改革における年金課税の見直しによる増収分（交付税控除後の国分）を財源とし、平成 16 年度から着手する。

このため、国庫は、平成 16 年度は 3 分の 1 に当該初年度の増収分を加えた額、平成 17 年度以降は 3 分の 1 に当該増収分（平年度分）に加えた一定率を負担する。

さらに、平成 17 年度及び 18 年度において、国庫負担の割合を適切な水準にまで引き上げるものとする。

- (3) 上記の基礎年金国庫負担等の財源を確保するための税制上の措置については、与党税制協議会の決定（平成 15 年 12 月 17 日）による。

2. 給付水準

保険料水準固定方式の導入により調整される将来の給付水準（厚生年金受給モデル世帯）については、少なくとも現役世代の平均収入の **50%** 以上を確保する。その旨を法律上明記する。

3. 保険料水準

以上を踏まえ、厚生年金の保険料の当面の上限を **18.35%**（本人 **9.175%**）とする。さらに、来年の年金改正法案提出までに、70 歳以上で給付を受けているものへの在職老齢年金制度の適用などについて検討し、その上限を一層抑制すべく最大限努力する。

なお、厚生年金の保険料は、平成 16 年 10 月から毎年 **0.354%**（本人 **0.177%**）づつ引き上げる。

参考 2 年金制度改革事項とスケジュール

1. これまでに合意された事項

- 基礎年金国庫負担割合と 2 分の 1 への引き上げとその道筋
- 保険料水準固定方式の導入
- 給付水準と保険料率
 - ・ 厚生年金保険料の当面の上限 **18.35%**
 - ・ 平成 16 年 10 月から毎年 **0.354%**（本人 **0.177%**）の引き上げ
 - ・ 将来の給付水準について、**50%** 以上の確保

2. 年明け速やかに議論・決定すべき事項

- 国民年金の最終的な保険料水準と引き上げ方
- 在職老齢年金制度の見直し等
 - ・ **60** 歳代前半の在職老齢年金制度の一律 **2** 割支給停止の廃止
 - ・ **70** 歳以降も在職中は被保険者とし、賃金と年金の合計額が高い場合に在職老齢年金制度を適用
 - ・ **65** 歳以降の在職老齢厚生年金の繰り下げ制度の導入
- 短時間労働者への厚生年金の適用拡大
- 女性と年金
 - ・ 第 **3** 号被保険者期間についての年金分割制度の導入
 - ・ 離婚時の厚生年金の分割
 - ・ 遺族年金の見直し
- 国民年金保険料の徴収対策の強化

- 年金積立金運用に関し、新たな独立した第三者機関の設置
 - 年金の福祉施設の見直し、
 - その他
 - ・ 次世代育成支援の拡充、障害年金の改善、年金個人情報の定期的な通知、第3号被保険者の特例届出の実施、企業年金の安定化と充実
3. 法案作成・審議と並行して議論する事項
- 制度体系についての議論

<資料③ イラクへの自衛隊派兵の閣議決定>

(12/15日から04年12月14日まで)

* 当面のイラク復興支援費の約1千億円と、米国と連携したテロ対策として港湾安全対策費の2百数十億円は補正予算で補填される。

* 日本では戦時中に一連の重要な社会保険などが政府・軍部によって実施されてきた。

1942年(昭和17年)から保険料徴収された労働者年金保険の保険料(1944年から現在の厚生年金保険法になる)は、坑内夫に有利であり、船員保険に特別処置を行っていた。

1944年(昭和19年)の改定で、5人以上の事業所で働く労働者と、はじめて事務員と女性の加入を広げて、6.4%だった保険料を一気に11%(現在が13.58%)に引き上げた。支給額は現役賃金の25%、受給資格期間が20年という収奪の仕組みに変更された。

戦費調達と人材確保を目的として、①高い保険料、②年金額の切り下げ、③膨大な積立金、④特異な財政方式(収入よりもたえず低い支出を見込み毎年数兆円の黒字を出す仕組みの採用)と非民主的な運用、⑤25年の長期の加入期間、雇用の現実を無視した支給開始年齢などの仕組みとなっている。

<資料④ 積立金の額>

(2001年現在:11月27日衆議院予算委員会:年金局長の答弁
厚生年金基金代行部分含む)

国民年金	11.7兆円
厚生年金	175.4兆円
国公共済	8.65兆円
地方共済	36.93兆円
私学共済	3.8兆円
農林共済	2.0兆円
合計	238.48兆円

国民年金+厚生年金=146.7兆円(147兆円)(代行含まず)
(厚生労働省が常に使う数値)

<資料⑤>1973年の73春闘期年金全国統一ストライキの状況

- * 参加組合は54組合、参加人員は353万人 総評を中心に中立労連・新産別など。
- * 要求は、年金改悪反対要求に加え、60年代から72年にかけて連続して改悪されてきた健保改悪反対、老人医療無料制度獲得のたたかい、公害反対の市民運動、さらに地域闘争や職場要求をあわせた国民的総行動となった。
- * 結果として、年金額が2・2倍に引き上げ、年金制度の中にスライド制を制度化、73年から老人医療無料化制度が国家的制度として確立。日本

ではじめて児童手当法が制定された。

- * 単産では、年金統一ストと同時に、保育所の改善や公労協のスト権奪還などの要求を掲げ、産業別の単産が獲得した成果もあった。
- * このときの政治的・経済的状況は、73年のオイルショックのなか生活不安が広がり、雇用の悪化など各階層・世代に不安が広がっていた。
- * 74年6月の安保自動延長を目前にした革新自治体が187自治体に広がった。このストライキを含めた地域のたたかひの大きなうねりを反映した結果である。
- * 71年に高齢者の組織がこのたたかひを通して、全国・地方で結成され、1万人集会を開催した。

<資料⑥ 生活保護費> 高齢者単身世帯(75歳) 2級地-2

生活扶助(1類=飲食衣類等)	28,620	円
(2類=光熱費家具等)	37,980	
2類冬季加算	1,129	(11月~3月 2,710×12分の5)
期末一時扶助金	1,033	(12,400円×12分の1)
老齢加算	16,830	
住宅扶助	34,300	
介護保険料	3,000	(介護保険料実費)
合計	122,892	円

<資料⑦ 次世代育成支援対策推進法・児童福祉改正案>

(03年春の通常国会で成立)

次世代育成支援対策推進法は、次世代育成支援のために国・自治体・事業主と国民の責務を定めるとして、国や自治体には「行動計画」の指針作りや、計画策定の責務を課している。

また児童福祉法も市町村に子育て支援事業推進を求めている。いずれも実際の事業実施の責任は明確にせず、むしろ行政以外の事業者が行うことが期待されている。

児童福祉法の改正では、待機児童の解消の計画を市町村に策定を求めているが、認可保育所での受け入れ以外の方法でも可としている。

- * 次世代育成支援施策のあり方に関する研究会が、「社会連帯による次世代育成支援に向けて」とする報告書をまとめた。
- * 子育て支援施策の具体化
 - ① 保育所利用の必要性や優先度の判断などに関する新たな仕組み（要保育認定）の導入
 - ② 育児休業制度の取得期間（現行：子供が1歳に達するまで）の取り扱いの弾力化
 - ③ 保育所運営費用については、「介護保険制度のような国と地方公共団体を含め国民全体で支える仕組みも選択肢として検討すべき」としている。
- * 経済的支援は、配偶者特別控除の廃止に併せた児童手当支給対象年齢の見直しの実現（04年度を予定）等を指摘している。
- * 費用負担については、「時代を担う子どもたちの育成を支援する施策は、子の有無や年齢などを問わず国民皆が費用を分かち合う仕組みとすることが適当」と現役世代のみならず高齢者を含めて費用負担の考えかたを求めている。
- * 費用徴収は、年金制度等の既存の社会保険の徴収機構を活用することが適当。抛出した者についてのみ保育や児童手当といった子育て支援給付を行うような制度設計が重要である。

<資料⑧> 国民年金保険料の収納率強化>

未納者対策を強化＝「国民年金特別対策本部」を設置

- ①国民年金の保険料収納事務が**02年4月**から従来の市町村から国（社会保険庁）の事務に移管された。
- ②**03年1月**開催の「全国社会保険事務局長会議」で堤修三社会保険庁長官「国民年金保険料の収納率の**13年度が70.9%**を**05年**までに**80%**に向上させることを不退転の独力で」と姿勢を示し、全国行脚。

<強制徴収の手順>

- ① 対象者 平成**14**年度分の保険料が全期間未納、相当程度の所得・資産がある、納付督促を複数回行っても年金制度に対する理解がない＝という**3**つの条件を満たしていること。
- ②手続き

03年10月から04年1月まで

対象者の選定→最終催告状の送付（納付書を同封）→納付状況の確認→個別訪問による納付督促→納付状況の確認

04年1月～3月まで

督促状の送付→個別訪問による納付督促→納付状況の最終確認→財産調査（納付者本人、官公署、金融機関、取引先への調査「預貯金、債権、電話加入権、自動車、動産等」）→差押予告通知書の発行→差押執行→換価（公売広告、権利移転）→保険料に

<資料⑨ 年金制度の確立と戦争費用調達のおくみ>

（制度確立の経過）

- * 日本では戦時中に一連の重要な社会保険などが政府・軍部によって実施されてきた。
- * **1942年**（昭和**17**年）から保険料徴収された労働者年金保険の保険料（**1944**年から現在の厚生年金保険法になる）は、坑内夫に有利であり、船員保険に特別処置を行っていた。
- * **1944年**（昭和**19**年）の改定で、**5**人以上の事業所で働く労働者と、はじめて事務員と女性の加入を広げて、**6.4%**だった保険料を一気に**11%**（現在が**13.58%**）に引き上げた。支給額は現役賃金の**25%**、受給資格期間が**20**年という収奪の仕組みに変更された。
- * 戦費調達と人材確保（終身雇用・右肩上がりの賃金制度・企業内福利の拡充）を目的として、①高い保険料、②年金額の切り下げ、③膨大な積立金、④特異な財政方式（収入よりもたえず低い支出を見込み毎年数兆円の黒字を出す仕組みの採用）と非民主的な運用、⑤**25**年の長期の加入期間、雇用の現実を無視した支給開始年齢などの仕組みとなっている。

<資料⑩ 年金加入状況>

（社会保険庁 平成**13**年版）

95年度の厚生年金加入者数は**3281**万人 **01**年は**3158**万人（**-123**万人）

共済年金加入者数は **425**万人 **407.7**万人（**-17.3**万人）

雇用労働者の年金制度全体で加入者は**6**年間で**140**万人減少している。

一方国民年金の第**1**号被保険者数は、**6**年間に**230**万人増加。

保険料滞納者・未加入者の増加＝**1**年以上の失業者の増大など。